

申請してみませんか？ 緊急雇用安定助成金

大変魅力ある助成金です

景気の変動、その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成するものです。

申請した能生地域の事業所では一社で数千万円の助成金を受けている事業所もいます。

主な受給の要件

- (1) 雇用保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること(ただし、直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可。)
 - II 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること(ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日～平成22年12月1日までの間にあるものに限る。)
- (3) 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと

受給額

- 休業
休業手当相当額の4/5(上限あり)
支給限度日数:3年間で300日(休業及び教育訓練)
- 教育訓練
賃金相当額の4/5(上限あり)
上記の金額に1人1日6,000円を加算
- 出向
出向元で負担した賃金の4/5(上限あり)

お問い合わせ 能生商工会 TEL.566-2244



(融資制度の概要)

	経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金	取引企業倒産対応資金
融資対象者	○社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少する等、業績が悪化している方	○金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方 ○国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方	○関連企業の倒産により経営に困難を来している方
資金使途	運転資金、設備資金		運転資金
貸付限度額	4,800万円	別枠 4,000万円	別枠 3,000万円
返済期間(据置期間)	運転資金：8年以内(3年以内) 設備資金：15年以内(3年以内)		運転資金：8年以内(3年以内)
利率	基準利率 ①雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、「基準利率-0.1%」 ②最近の売上、利益率が減少し、業績が特に悪化している場合は、「基準利率-0.3%」 ③前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率-0.4%」		基準利率 一定の要件を満たす場合は、倒産による影響度合いに応じ、「倒産対策利率A」または「倒産対策利率B」が適用されます。
	[第三者保証人等を不要とする融資]の上乗せ利率は0.35%		

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付が充実

- 長期・固定の安定資金
- 利率の引下げや貸付限度額が拡充
- 担保や保証人は弾力的に対応
- 新規融資に際し、既存公庫融資分と合わせて一本化する借換需要に対応

明けましておめでとうございませう。この「あけぼの」が皆様のお手元に届くのは年が明けて一ヶ月になる頃ですが、いかがが過ぎでしょうか。

この一年間、急降下を続ける国内経済の中、大企業は新エネルギーや環境産業への転換に駆け回りました。

そんな中、国民は歴史的政権交代を選択し、政治・経済共に混沌とした情勢で新年を迎えることとなりました。

今後の政府の施策がどのような形で具現化されてくるのか、この地域の産業にどう影響してくるのか注目するところでございますが、現在、金融面や雇用調整面でも各行政機関より様々な助成制度が設けられております。

何でも結構です。どうぞ商工会にお問い合わせください。

さて、昨年も商工会事業には色々とお協力を賜りお礼申し上げます。中でも能生地域

